



老齢基礎年金の繰上げ支給と繰下げ支給

保険料を納めた期間が（保険料免除期間を含む）が原則25年以上ある人が、65歳になってから受けられるのが老齢基礎年金です。

このように、老齢基礎年金を受ける年齢は65歳ですが、希望すれば60歳から65歳になるまでの間に繰上げて受けることもできます。ただし、年金を受けようとする年齢によって一定の割合で年金額が減額されます。

また、希望すれば、66歳以後70歳になるまでの間に繰下げて増額された年金を受け取れることもできます。

いったん繰上げ・繰下げ請求をすると、一生同じ割合で増減額された率の年金を受け取ることになります。付加年金も同じ割合です。

（数字は％）

年齢/月	0か月	1か月	2か月	3か月	4か月	5か月	6か月	7か月	8か月	9か月	10か月	11か月	
繰上げ支給	60歳	70	70.5	71	71.5	72	72.5	73	73.5	74	74.5	75	75.5
	61歳	76	76.5	77	77.5	78	78.5	79	79.5	80	80.5	81	81.5
	62歳	82	82.5	83	83.5	84	84.5	85	85.5	86	86.5	87	87.5
	63歳	88	88.5	89	89.5	90	90.5	91	91.5	92	92.5	93	93.5
	64歳	94	94.5	95	95.5	96	96.5	97	97.5	98	98.5	99	99.5
	65歳	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
繰下げ支給	66歳	108.4	109.1	109.8	110.5	111.2	111.9	112.6	113.3	114	114.7	115.4	116.1
	67歳	116.8	117.5	118.2	118.9	119.6	120.3	121	121.7	122.4	123.1	123.8	124.5
	68歳	125.2	125.9	126.6	127.3	128	128.7	129.4	130.1	130.8	131.5	132.2	132.9
	69歳	133.6	134.3	135	135.7	136.4	137.1	137.8	138.5	139.2	139.9	140.6	141.3
	70歳	142	（70歳以降は142%から変わりません）										

繰上げ支給を希望される人へ

次のようなことに注意してください



① 65歳になるまで支給される特別支給の老齢厚生（退職共済）年金の定額部分の一部が支給停止されます。

② 遺族厚生（遺族共済）年金を受けている人が、老齢基礎年金を繰上げ請求した場合、どちらか一方を選択することになります。（65歳からは両方受けられません。）

③ 繰上げ請求後、障害の状態になったり障害の程度が重くなっても障害基礎年金は受けられません。寡婦年金は受けられなくなります。

④ 国民年金の任意加入はできなくなります。

⑤ 一度、繰上げ請求すると変更・取り消しすることはできません。

20歳がスタート！国民年金

国民年金は日本に住む20歳から60歳になるまですべての方が加入する義務があります。

国民年金というと「老後の年金」のことを思い浮かべる方が多いのではないのでしょうか。

しかし、国民年金は老後だけではなく、不測の事態にも対応できる優れた年金です。

事故や病気で障害が残った場合は「障害基礎年金」が生涯支給され、死亡したときは、その遺族に「遺族基礎年金」が支給されます。

国民年金には、社会経済がどのように変わろうとも、あらかじめ賃金や物価の変動に対応して、従前と大きく変わらない暮らしのできる年金を保障する機能があります。

年金に対する正しい理解をもって保険料を納め、将来に備えましょう。



◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ

（電話 34・2121内線413）

日本年金機構 旭川年金事務所

（電話 0166・72・5002）